

西郷村「人と地域の絆づくり」推進補助金 審査会について

補助金の区分で事業支援型を選択した団体については、代表者の方に審査会へ出席いただき、事業内容をプレゼンテーションしていただきます。

審査会では、以下審査項目について、それぞれ5段階評価で審査を行います。

各審査委員の平均評点が2.5点以上である場合に交付を決定いたします。

※審査会に出席できない場合は、補助金を受けることはできません。

審査項目		評価の観点
1	計画性	① 事業の内容、実施方法、スケジュールが具体的で実現可能か。
		② 事業における予算の支出項目と金額が適切かつ妥当なものか。
		③ 補助金だけに頼らず、自己努力による資金確保に努めているか。
2	事業の波及効果	① 事業の内容とその効果の関係性が容易に整合するものか。
		② 事業の主たる効果が村内で生じるものであるか。
3	独創性・先駆性	① 事業の内容や手法に独創性・先駆性があるか。
		② 行政が実施するより効果的または開拓的な事業であるか。
4	公益性	① 一部の人の利益ではなく、多くの人のためになる事業か。
		② 地域の課題解決に役立つ事業、または地域に賑わいを生み出す事業であるか。
5	地域との交流	① 事業に地域住民との交流を図る内容が計画されているか。
6	地域の理解度	① 事業の内容が地域から理解を得られるものであり、地域住民からの協力が得られる見込みがあるか。